



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 108/2019年12月号

発行日：2019年12月20日

今年もあとわずかとなりました。私の中の新語・流行語大賞を発表します。ノミネート作品は次のとおりです。「即位の礼」「令和」「GSOMIA」「G20ひとりぼっち」「桜を見る会」「まっとうなOO」「ハッ場ダムよ、ありがとう/コンクリートから人へ」「え、日本シリーズやってたの?」「環境少女」「MDMA」「渋沢栄一」「上級国民」「新選組となかまたち」「スマイルシンデレラ」「セクシー大臣」「今年もノーベル賞」「元助役」「いきなり札幌」「核保有国に言えよ!」「ガラケー女」この中から、大賞は「令和」に決定しました。また、カムバック賞は「コンクリートから人へ」に決定しました。

### I. 最新情報（2019年11月1日～2019年11月30日）

#### 1. 業種別委員会

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019年 11月19日	実務 指針	「業種別委員会 実務指針第14 号「投資信託及 び投資法人にお ける監査上の取 扱い」の改正に ついて」及び「公 開草案に対する コメントの概要 及び対応」の公 表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、2019年11月7日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第14号「投資信託及び投資法人における監査上の取扱い」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。今回の改正は、主に投資法人の監査報告書の文例について所要の見直しを行ったものです。	2020年3月 31日以後終 了する営業期 間に係る監査 から適用

## 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019年 11月14日	意見	IASB 公開草案 「単一の取引か ら生じた資産及 び負債に係る繰 延税金（IAS 第 12号の修正 案）」に対する 意見について	<p>2019年7月17日に国際会計基準審議会（IASB）から、公開草案「単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金（IAS 第12号の修正案）」が公表され、意見が求められました。</p> <p>日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、2019年11月7日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。</p>	—
2019年 11月22日	意見	IASB 公開草案 「会計方針の開 示（IAS 第1号 及びIFRS実務 記述書第2号の 修正案）」に対 する意見につい て	<p>2019年8月1日に国際会計基準審議会（IASB）から、公開草案「会計方針の開示（IAS 第1号及びIFRS実務記述書第2号の修正案）」が公表され、意見が求められました。</p> <p>日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、2019年11月7日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。</p>	—

## 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019年 11 月 25 日	研究 報告	非営利法人委員 会研究報告第 23号「公益法人 の財務諸表等 の様式等に関する チェックリスト （平成 20 年基 準）」の改正に ついて	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2019 年 11 月 7 日に開催された常務理事会の承認を受けて、「非営利法人委員会研究報告第 23 号「公益法人の財務諸表等の様式等に関するチェックリスト（平成 20 年基準）」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。	2018年6月改 正を踏まえた改 正

5. IT 関係（IT 委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019年 11月6日	実務 指針	「IT委員会実 務指針第7号 「受託業務のセ キュリティ、可 用性、処理のイ ンテグリティ、 機密保持及びプ ライバシーに係 る内部統制の保 証報告書」」及 び「IT委員会 研究報告第 45 号「IT委員会	日本公認会計士協会（IT委員会）では、2019 年 10 月 16 日に開催されました常務理事会の承認を受けて、「「IT委員会実務指針第7号「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統制の保証報告書」」及び「IT委員会研究報告第 45 号「IT委員会実務指針第7号「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統制の保証報告書」の実施上の留意点」」の改正について」を 2019 年 11 月 6 日付けで公表しましたのでお知らせいたします。	

		<p>実務指針第7号 「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統制の保証報告書」の実施上の留意点」の改正について</p>		
--	--	---	--	--

## 6. その他（倫理委員会等）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019年 11月1日	意見	国際会計士倫理基準審議会（IESBA）公開草案「職業会計士に期待される役割及びマインド	<p>2019年7月31日に国際会計士倫理基準審議会（IESBA） （<a href="http://www.ifac.org/Ethics/">http://www.ifac.org/Ethics/</a>）は、公開草案「職業会計士に期待される役割及びマインドセットを促進するための IESBA 倫理規程改訂案」を公表し、広く意見を求めました。</p> <p>日本公認会計士協会では、本公開草案に対するコメン</p>	—

		<p>セットを促進するための IESBA 倫理規程改訂案」に対する意見について</p> <hr/>	<p>トを取りまとめ、2019年10月31日付けで IESBA に提出しましたので、お知らせいたします。</p>	
<p>2019年 11月11日</p>	<p>その他</p>	<p>監査実施状況調査（2018年度）</p> <hr/>	<p>この監査実施状況調査は、会員が協会へ提出する監査概要書（写）及び監査実施報告書から抽出したデータを元に、会員の監査の充実と監査の品質の向上に活用するために、監査に関与する者の人数、監査時間や監査報酬額を客観的に統計資料として取りまとめ公表するものである。今年度の監査対象期間は、2018年度（2018年4月期から2019年3月期に係る被監査会社等の監査実施状況）となる。</p>	<p>—</p>

## II. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

2019年12月4日に日本監査役協会から『監査上の主要な検討事項（KAM）に関するQ&A集・後編』が公表されました。このQ&A集は、監査役だけでなく公認会計士や経理部員にも有用であると思われる箇所を、「5分で読めるものを、何故あなたは読んでいないのか！！」と言われぬように、**要点だけ**まとめました。

Q3-3-2 経営者又は監査役等が、監査人に、ある特定の領域について重点的に監査して欲しい旨要請したような場合は、それがKAMの一つとして記載されることになるのでしょうか。

A KAMの候補となる可能性はあるが、必ずしもKAMとなるわけではない。

Q3-4-1 監査人が監査報告書を作成する段階において、監査役等はどのような対応をすべきでしょうか。これまでの実務と異なる点はあるのでしょうか。

A KAMのドラフトを確認する①協議が行われていないものが含まれていないか

②事実誤認がないか、誤解を与えないか

③会社固有の情報が記載されているか

④会社の未公表情報が含まれる場合、監査人の守秘義務が解除される正当な理由の範囲内か

見解の相違が生じないよう監査役等・監査人・執行側との間で綿密に協議を尽くす

Q3-4-3 会社法上の会計監査人の監査報告書におけるKAMの取扱いはどうなるのでしょうか。

A 会社法上の会計監査人の監査報告書へのKAMの記載は任意とされた

Q3-4-4 監査役等の監査報告書の記載は、KAMによって何らかの影響をうけるのでしょうか。従来の内容を修正する必要があるのでしょうか？

A 監査役等が会計監査人の監査の方法を評価するに当たって、KAM候補となった事項は考慮すべき事項の一つと考えられ、現行の会社計算規則でも監査役等の監査報告書において監査人とKAMについて協議した旨並びにその概要について言及することは可能

何らかの見解を示す必要が出てくるのは、会計監査人の対応に否定的であり、かつ、重大な見解の相違である場合

Q3-5-1 株主総会で質問が予想されるKAMは、どの時点のKAMでしょうか。

A 株主の関心は、金商法上の監査報告書におけるKAMの内容であると思われる

→1年前開示済みのKAMがどのように変化したか

→監査期間中にどのような議論がなされたのか

株主総会時においては多くの会社は未開示なので、答弁は限定的にならざるを得ない

正確に原文をお読みいただける方は、下記をご参照下さい。

↓ ↓ ↓

<http://www.kansa.or.jp/support/library/accounting/post-214.html>

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703